



発行 東京都

目次

29

条 例

- 東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例……………（青少年・治安対策本部）…二
- 東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…二
- 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都職員定数条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都人事委員会）…三
- 東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都監査委員）…三
- 東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例……………（財務局）…四
- 東京都地方公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都税条例の一部を改正する条例……………（主税局）…四

- 東京都スポーツ・文化交流基金条例を廃止する条例……………（生活文化局）…六
- 東京都消費生活総合センター条例……………（同）…六
- 東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都障害者スポーツ振興基金条例……………（オリンピック・パラリンピック準備局）…六
- 東京都体育施設条例の一部を改正する条例……………（同）…九
- 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…九
- 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一〇
- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一〇
- 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一〇
- 東京都いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例……………（同）…一〇
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一三
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一三
- 学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一三
- 東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一三
- 東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一三
- 東京都建築審査会条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）…一三
- 東京都文教地区建築条例の一部を改正する条例……………（同）…一三
- 東京都建築安全条例の一部を改正する条例……………（同）…一三
- 東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…一三
- 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…一三
- 東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一三
- 東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一四
- 東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一四
- 東京都養護老人ホーム条例を廃止する条例……………（同）…一四
- 東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一四

- 東京都安心こども基金条例の一部を改正する条例……………(同)…四
- 東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…五
- 東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例……………(同)…五
- 東京都立多摩療育園条例の一部を改正する条例……………(同)…五
- 東京都立重症重度心身障害児者施設条例の一部を改正する条例……………(同)…六
- 東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例……………(同)…六
- 東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例……………(産業労働局)…六
- 東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…七
- 東京都森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例……………(同)…七
- 東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例……………(中央卸売市場)…七
- 東京都海上公園条例の一部を改正する条例……………(港湾局)…元
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例……………(環境局)…元
- 緑の東京募金基金条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京都霊園条例の一部を改正する条例……………(建設局)…三
- 東京都葬儀所条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都公安委員会)…三
- 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 喫煙的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例……………(東京消防庁)…三
- 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 火災予防条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三

- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………(総務局)…三
- 都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………(都市整備局)…三
- 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(福祉保健局)…三
- 東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………(同)…三
- 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………(東京消防庁)…三

条例のあらまし

●東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例(条例第五号)

- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成二七年法律第四五号)の施行を踏まえ、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、平成二八年六月二三日から施行します。

●東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例(条例第六号)

- 一 東京都知事及び副知事の給料月額を引き上げます。
- (一) 知事
月額 一、四五五、〇〇〇円 ↓ 一、四五六、〇〇〇円

(二) 副知事

月額 一、一八八、〇〇〇円 ↓ 一、一八九、〇〇〇円

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第七号)

一 非常勤職員の報酬の限度額を引き上げます。

(例) 医療業務に従事する者

月額 六五五、〇〇〇円 ↓ 六五六、〇〇〇円

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第八号)

一 小笠原業務手当の支給期限を延長するほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●東京都職員定数条例の一部を改正する条例(条例第九号)

一 職員の定数を改めます。

区分	改正後(人)	改正前(人)	増(△)減
知事部局	二四、一九二	二四、〇五三	一三九
公営企業	一一、九三八	一一、八九八	四〇
議会・行政委員会	九九八	九九三	五
合計	三八、一二八	三七、九四四	一八四

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一〇号)

一 地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令(平成二八年政令第一五号)の施行を踏まえ、規定を整備します。

(例) 傷病補償年金と障害厚生年金等とが併給される場合の調整率

〇・八六 ↓ 〇・八八

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第一一号)

一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年四月一日ほかから施行します。

●東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例(条例第一二号)

一 基金の額を改めます。

二八三、三七六、二九二千元

↓ 二八五、九九五、九八二千元

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例(条例第一三号)

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二五年法律第二八号)の施行による住民基本台帳法(昭和四二年法律第八一号)の改正等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一四号)

一 東京都人事委員会委員の給料の額を引き上げます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

常勤の委員の給料

月額 八六一、〇〇〇円 ↓ 八六二、〇〇〇円
 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一五号)

一 東京都監査委員の給料の額を引き上げます。
 常勤の識見監査委員の給料

(一) 代表監査委員

月額 八六一、〇〇〇円 ↓ 八六二、〇〇〇円

(二) その他の監査委員

月額 八四五、〇〇〇円 ↓ 八四六、〇〇〇円

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第一六号)

一 東京都議会議員の議員報酬の額を引き上げます。

(例) 議長

月額 一、二七〇、〇〇〇円 ↓ 一、二七二、〇〇〇円

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都地方公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第一七号)

一 泉岳寺駅地区において行われる市街地再開発事業について、地方公営企業法(平成二七年法律第二九二号)の規定の一部を適用します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都都税条例の一部を改正する条例(条例第一八号)

一 地方税法等の一部を改正する法律(平成二七年法律第二号)の施行に伴い、徴収の猶予等に係る分割納付の方法、申請書記載事項、添付書類等について定めま

二 商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準が六五%を超える場合に、六五%の水準まで税額を減額する措置を、平成二八年度も継続します。

三 小規模住宅用地に係る都市計画税を二分の一とする軽減措置を、平成二八年度も継続します。

四 電気自動車等(燃料電池自動車を除く。)に対する自動車税等の課税免除措置の適用対象期限を平成三三年三月三十一日まで延長します。

五 この条例は、平成二八年四月一日ほかから施行します。

●東京都スポーツ・文化振興交流基金条例を廃止する条例(条例第一九号)

一 スポーツ及び文化の振興に寄与する事業並びにスポーツ及び文化を通じた国内外との交流推進を目的とする事業について、所期の目的を達成したため、東京都スポーツ・文化振興交流基金を廃止します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都消費生活総合センター条例(条例第二〇号)

一 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成二六年法律第七一号)の施行による消費者安全法(平成二二年法律第五〇号)の改正を踏まえ、東京都消費生活総合センターの組織及び運営に関する事項等について定めま

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例(条例第二一号)

一 学校教育法等の一部を改正する法律(平成二七年法律第四六号)の施行に伴い、義務教育学校を追加します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都障害者スポーツ振興基金条例(条例第二二号)

一 誰もがスポーツに親しむことができる都市の実現に向け、障害者スポーツの振

興に資する施策の推進に要する資金に充てるため、東京都障害者スポーツ振興基金を設置します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都体育施設条例の一部を改正する条例 (条例第二三三号)

一 駒沢オリンピック公園総合運動場弓道場の改築に伴い、利用料金の上限額を改定するほか、所要の改正を行います。

(例) 専用使用で、入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合

午前・午後 一五、九〇〇円 ↓ 二三、八五〇円

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二四号)

一 学校職員の定数を改めます。

区分	改正後(人)	改正前(人)	増(△)減
小学校	三一、二三五	三〇、九〇五	三三〇
中学	一五、七七八	一五、七二六	五二
高等学校	一一、一四二	一一、一八一	△三九
特別支援学校	五、七八七	五、八一〇	△二三
合計	六三、九四二	六三、六二二	三二〇

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二五号)

一 学校教育法等の一部を改正する法律 (平成二七年法律第四六号) の施行に伴い、義務教育学校を追加します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二六号)

一 学校教育法等の一部を改正する法律 (平成二七年法律第四六号) の施行に伴い、義務教育学校を追加します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二七号)

一 学校教育法等の一部を改正する法律 (平成二七年法律第四六号) の施行に伴い、義務教育学校を追加します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例 (条例第二八号)

一 学校教育法等の一部を改正する法律 (平成二七年法律第四六号) の施行に伴い、義務教育学校を追加します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二九号)

一 学校教育法等の一部を改正する法律 (平成二七年法律第四六号) の施行等に伴い、義務教育学校を追加するほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三〇号)

一 学校教育法等の一部を改正する法律 (平成二七年法律第四六号) の施行等に伴い、義務教育学校を追加するほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三十一号)

- 一 小笠原業務手当の支給期限を延長するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三十二号)

- 一 小笠原業務手当の支給期限を延長するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三十三号)

- 一 東京都教育委員会教育長の給料の額を引き上げます。
月額 一、一〇六、〇〇〇円 ↓ 一、一〇七、〇〇〇円
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都建築審査会条例の一部を改正する条例 (条例第三十四号)

- 一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成二七年法律第五〇号) の施行による建築基準法 (昭和二五年法律第二〇一号) の改正に伴い、東京都建築審査会の委員の任期に係る規定を設けます。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都文教地区建築条例の一部を改正する条例 (条例第三十五号)

- 一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律 (平成二七年法律第四五号) の施行等を踏まえ、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、平成二八年六月二三日から施行します。

●東京都建築安全条例の一部を改正する条例 (条例第三十六号)

一 建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令 (平成二八年政令第六号) の施行による建築基準法施行令 (昭和二五年政令第三三八号) の改正

を踏まえ、階避難安全性等を有する建築物の階等に対する適用の除外の対象となる建築物に係る特例を設けることにより防火及び避難に関する規制の合理化を図るほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年六月一日ほかから施行します。

●東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 (条例第三十七号)

- 一 後期高齢者の保険料率の増加の抑制を図るため、基金の処分を行うことができる期間を平成二九年度まで延長します。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第三十八号)

- 一 介護保険法施行規則の一部を改正する省令 (平成二七年厚生労働省令第一九号) の施行等に伴い、主任介護支援専門員更新研修に係る手数料を新設するほか、手数料の額を改定します。
- (例) 主任介護支援専門員更新研修受講料 三八、〇〇〇円
- 二 この条例は、平成二八年四月一日ほかから施行します。

●東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三十九号)

- 一 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成二六年法律第八三号) の施行による介護保険法 (平成九年法律第一二三号) の改正に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四〇号)

一 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二六年法律第八三号）の施行による介護保険法（平成九年法律第一二三号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第四一号）

一 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二六年法律第八三号）の施行による介護保険法（平成九年法律第一二三号）の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都養護老人ホーム条例を廃止する条例（条例第四二号）

一 都立施設改革に伴い、東京都東村山老人ホームを廃止します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例（条例第四三号）

一 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事務を八王子市へ移譲するため、所要の改正を行います。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都安心こども基金条例の一部を改正する条例（条例第四四号）

一 子育て支援対策臨時特例交付金事業が平成三一年度まで延長されることに伴い、条例の効力を失う日を延長します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例（条例第四五号）

一 都立施設改革に伴い、東京都江東通動寮等を社会福祉法人に移譲するため、廃止します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例（条例第四六号）

一 東京都立療育医療センターにおいて保育所等訪問支援を開始するため、規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都立多摩療育園条例の一部を改正する条例（条例第四七号）

一 東京都立多摩療育園において保育所等訪問支援を開始するため、規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都立重症重度心身障害児者施設条例の一部を改正する条例（条例第四八号）

一 東京都立東部療育センターにおいて保育所等訪問支援を開始するため、規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第四九号）

一 東京都立多摩総合精神保健福祉センターの短期宿泊事業を東京都立中部総合精神保健福祉センターに統合します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第五〇号）

一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二六年法律第五一号）の施行による農産物検査法（昭和二

六年法律第一四四号)の改正等に伴い、農産物登録検査機関の登録等に関する手数料を定めるほか、規定を整備します。

(例) 登録検査機関登録申請手数料 一五万円

二 この条例は、平成二八年四月一日ほかから施行します。

●東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例(条例第五一号)

一 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律(平成二六年法律第三七号)の施行を踏まえ、東京信用保証協会に対して東京都が有する回収納付金を受け取る権利の放棄の対象となる計画として、株式会社地域経済活性化支援機構が特定支援決定を行った事業者に係る再生に関する計画を加えます。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例(条例第五二号)

一 森林整備加速化・林業再生基金事業が平成二九年度まで延長されることに伴い、条例の効力を失う日を延長します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例(条例第五三号)

一 東京都中央卸売市場築地市場を廃止し、新たに東京都中央卸売市場豊洲市場を設置するとともに、低温荷さばき場及び低温作業所の使用料に係る規定を設けるほか、所要の改正を行います。

(例) 低温荷さばき場使用料(一月一平方メートル) 六九五円

二 この条例は、東京都規則で定める日から施行します。

●東京都海上公園条例の一部を改正する条例(条例第五四号)

一 東京都立昭和島北緑道公園を特別区に移管するほか、東京都立有明北緑道公園を新設することに伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例(条例第五五号)

一 特定温室効果ガス排出量を削減する必要がある事業所として指定されている特定地球温暖化対策事業所について、事業活動の規模の著しい縮小等により指定の取消しの要件に該当した場合に、削減義務期間の終了年度を選択することができるようになるほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、平成二八年四月一日ほかから施行します。

●緑の東京募金基金条例の一部を改正する条例(条例第五六号)

一 都民をはじめ広く一般から募った寄附金を花と緑あふれる都市東京を実現する施策の推進に要する資金に充てるため、基金の設置目的及び名称を改めます。

基金の名称 緑の東京募金基金 ↓ 花と緑の東京募金基金

二 この条例は、平成二八年七月一日から施行します。

●東京都霊園条例の一部を改正する条例(条例第五七号)

一 使用料等の上限額を改定します。

(例) 谷中霊園の立体埋蔵施設使用料

一 箇所につき

五四二、〇〇〇円 ↓ 六六二、〇〇〇円

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都葬儀所条例の一部を改正する条例(条例第五八号)

一 受益者負担の適正化を図るため、瑞江葬儀所使用料の上限額を改定します。

(例) 火葬料

一 柩(こ)(都の区域内に住所を有する者)

五八、三〇〇円 ↓ 六〇、八〇〇円

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例 (条例第五九号)

一 受益者負担の適正化を図るため、流水占用料等の額を改定します。

(例) 土地占用料

第一種 一級地 一平方メートル一年

一二、二〇三円 ↓ 一二、八九一円

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六〇号)

一 地方警察職員の定数を改めます。

警察官 四二、五四三人 ↓ 四二、六二六人

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六一号)

一 小笠原業務手当の支給期限を延長するほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日ほかから施行します。

●歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六二号)

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律 (平成二七年法律第四五号) の施行を踏まえ、事業者が風俗案内を行ってはならない時間帯を改めます。

二 この条例は、平成二八年六月二三日から施行します。

●東京都デイトクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六三号)

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律 (平

成二七年法律第四五号) の施行等に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年六月二三日ほかから施行します。

●公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六四号)

(例) 土地占用料

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律 (平成二七年法律第四五号) の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年六月二三日から施行します。

●東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第六五号)

一 消防職員の定数を改めます。

消防吏員 一七、八三九人 ↓ 一七、九三八人

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第六六号)

一 地方公務員法及び地方独立行行政法人法の一部を改正する法律 (平成二六年法律第三四号) の施行による地方公務員法 (昭和二五年法律第二六一号) の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●火災予防条例の一部を改正する条例 (条例第六七号)

一 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令 (平成二七年総務省令第九三号) の施行に伴い、規定を整備します。

(例) 可燃性物品等から火災予防上安全な距離を保って設置すべきこととされている厨房設備及び調理用器具の種類に「グリドル付こんろ」を加えます。

二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第六八号）

- 一 行政不服審査法（平成二六年法律第六八号）の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第六九号）

- 一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日ほかから施行します。

●都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（条例第七〇号）

- 一 特別区の行政に要する経費の測定単位ごとの単位費用の額を改めます。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第七一号）

- 一 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二一年国土交通省告示第二〇九号）の改正により、住宅の増改築に係る長期優良住宅認定制度が創設されることに伴い、認定申請等に係る手数料を新設します。
- 二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二七年法律第五三号）の施行等により、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定制度等が創設されることに伴い、認定申請等に係る手数料を新設します。
- 三 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第七二号）

- 一 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二六年法律第八三号）の施行による介護保険法（平成九年法

律第一二三号）の改正等により、利用定員が一定数未満の通所介護を地域密着型サービスに移行することに伴い、規定を整備します。

- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第七三号）

- 一 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二六年法律第八三号）の施行による介護保険法（平成九年法律第一二三号）の改正等により、利用定員が一定数未満の通所介護を地域密着型サービスに移行することに伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第七四号）

- 一 学校教育法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第四六号）の施行等に伴い、義務教育学校を追加します。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第七五号）

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二八年厚生労働省令第一四号）等の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二四年厚生労働省令第一五号）の改正により、利用定員が一定数未満の通所介護を地域密着型サービスに移行すること等に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第七六号)

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (平成二八年厚生労働省令第六号) の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成一八年厚生労働省令第一七一号) の改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例を追加します。
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

●特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第七七号)

- 一 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 (平成二八年政令第四六号) の施行を踏まえ、規定を整備します。
(例) 傷病補償年金 (特殊公務災害に係るものを除く。) と障害厚生年金等が併給される場合の調整率
○・八六 ↓ ○・八八
- 二 この条例は、平成二八年四月一日から施行します。

条 例

東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五号

東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

東京都青少年の健全な育成に関する条例 (昭和三十九年東京都条例第百八十一号) の一部を次のように改正する。

第十五条の三第三号中「同条第一項第二号」を「同条第一項第一号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二八年六月二十三日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第六号

東京都知事等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

東京都知事等の給料等に関する条例 (昭和二十三年東京都条例第百二号) の一部を次のように改正する。

別表(一)中「一、四五五、〇〇〇円」を「一、四五六、〇〇〇円」に、「一、一八八、〇〇〇円」を「一、一八九、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二八年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (昭和三十一年東京都条例第五十六号) の一部を次のように改正する。

別表一中「六五五、〇〇〇」を「六五六、〇〇〇」に、「四七七、〇〇〇」を「四七八、〇〇〇」に、「四四四、〇〇〇」を「四四五、〇〇〇」に改める。

附 則

この条例は、平成二八年四月一日から施行する。

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第八号

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

附則第四項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第九号

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東京都職員定数条例(昭和二十四年東京都条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「二四、〇五三人」を「二四、一九二人」に改め、同表一の項中「六、五一六人」を「六、五五六人」に、「一二、八九八人」を「一二、九三八人」に改め、同表七の項中「六六三人」を「六六八人」に改め、同表合計の項中「三七、九四四人」を「三八、一二八人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第十号

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年東京都条例第一百四十号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表及び同条第二項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例附則第五条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第十一号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表十二の項二中「第十条第三号」を「第十条第四号」に改め、同項へ中「第十条の三ただし書」を「第十条の三第二項第二号」に改め、同表二十八の項中ハを削り、

ニをハとし、ホからルまでをニからヌまでとし、同項ヲ中「ル」を「ヌ」に改め、同項中ヲをルとし、同表二十九の十の項中ニを削り、ホをニとし、ヘからヨまでをホからカまでとする。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十二の項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第十二号

東京都区市町村振興基金条例の一部を改正する条例

東京都区市町村振興基金条例（昭和四十四年東京都条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二千八百三十三億七千六百二十九万二千元」を「二千八百五十九億九千五百九十八万一千元」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都区市町村振興基金条例第三条に定める額のうち、百九十四億七千六百八十七千円は特別区への貸付けに、二千六百六十五億一千九百八十九万四千円は市町村への貸付けに運用するものとする。

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第十三号

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例の一部を改正する条例

住民サービスの向上と行政事務の効率化を図るために住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県知事保存本人確認情報を利用する事務等を定める条例（平成十九年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条 削除

附則第三項を削る。

別表第一 三の項から五の項までを次のように改める。

三から五まで 削除

別表第三を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第十四号

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都人事委員会委員の給与等に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「八十六万二千元」を「八十六万二千元」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第十五号

東京都監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都監査委員の給与等に関する条例（昭和三十九年東京都条例第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「八十六万一千円」を「八十六万二千円」に改め、同項第二号中「八十四万五千円」を「八十四万六千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第十六号

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十二年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「百二十七万円」を「百二十七万一千円」に、「百十四万六千円」を「百十四万七千円」に、「百五万八千円」を「百五万九千円」に、「百三万九千円」を「百四万円」に、「百二万一千円」を「百二万二千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都地方公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第十七号

東京都地方公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東京都地方公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年東京都条例第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十二号中「及び大橋地区」を「、大橋地区及び泉岳寺駅地区」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第十八号

東京都税条例の一部を改正する条例

東京都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

第五条 削除
 第十一条中「都税事務所等」を「都税事務所又は支庁（以下「都税事務所等」という。）」に改める。

第十七条の二第一項中「異議申立て及び」を削る。

第十八条の二第二項中「第七十四条第一項」の下に「又は第四百四十四条の六第一項」を加える。

第二十三条の次に次の五条を加える。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付納入の方法等）

第二十三条の二 知事は、法第十五条第三項又は第五項の規定により、同条第一項若しくは第二項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合又は同条第四項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る

金額を当該徴収の猶予をする期間内又は当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において適宜分割して納付し、又は納入させるものとする。この場合においては、分割納付又は分割納入（以下この節において「分割納付納入」という。）の各納付期限又は各納入期限（以下この節において「各納付納入期限」という。）及び各納付納入期限ごとの納付金額又は納入金額（以下この節において「各納付納入金額」という。）を定めるものとする。

2 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が各納付納入期限までに各納付納入金額を納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付納入の各納付納入期限及び各納付納入金額を変更することができる。

3 知事は、第一項の規定により分割納付納入の各納付納入期限及び各納付納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付納入の各納付納入期限及び各納付納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

4 知事は、第二項の規定により分割納付納入の各納付納入期限及び各納付納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付納入期限及び各納付納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

（徴収猶予の申請手続等）
第二十三条の三 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- 二 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種別、納期限及び金額
- 三 前号の金額のうち猶予を受けようとする金額
- 四 猶予を受けようとする期間
- 五 分割納付納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付納入の各納付納入期限及び各納付納入金額を含む。）

六 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別な事情があるときは、その事情）

2 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
三 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
四 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、地方税法施行令第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に
関し必要となる書類

3 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- 二 第一項第二号から第六号までに掲げる事項
- 4 法第十五条の二第二項及び第三項に規定する条例で定める書類は、第二項第二号から第四号までに掲げる書類とする。

5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種別、納期限及び金額
- 二 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- 三 猶予期間の延長を受けようとする期間
- 四 第一項第五号及び第六号に掲げる事項
- 6 法第十五条の二第四項に規定する条例で定める書類は、第二項第四号に掲げる書類とする。
- 7 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。
（職権による換価の猶予）

第二十三条の四 知事は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予（以下この条において「職権による換価の猶予」という。）をする場合又は法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第四項の規定による職権による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「職権による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該職権による換価の猶予に係る金額を当該職権による換価の猶予をする期間内又は当該職権による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第二十三条の二第一項後段から第四項までの規定は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、職権による換価の猶予に係る金額を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第十五条の五の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 第二十三条の三第二項第二号から第四号までに掲げる書類
 - 二 分割納付納入させるために必要となる書類
- （申請による換価の猶予）

第二十三条の五 法第十五条の六第一項に規定する条例で定める期間は、三月とする。

2 知事は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予（以下この項及び次項において「申請による換価の猶予」という。）をする場合又は法第十五条の六第三項において準用する法第十五条第四項の規定による申請による換価の猶予をした期間の延長（以下この項において「申請による換価の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該申請による換価の猶予に係る金額を当該申請による換価の猶予をする期間内又は当該申請による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第二十三条の二第一項後段から第四項までの規定は、法第十五条の六第三項におい

て読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、申請による換価の猶予に係る金額を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第十五条の六の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

二 第二十三条の三第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる事項

三 地方税法施行令第六条の九の三第一項第二号に掲げる額

四 第二十三条の三第一項第二号に掲げる金額のうちその納付又は納入を困難とする金額

五 分割納付納入の各納付納入期限及び各納付納入金額

六 猶予を受けようとする日以後一年以内に納期限が到来する都税の税目、納期限及び金額

七 猶予を受けようとする日以後の収入及び支出の見込み

5 法第十五条の六の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 第二十三条の三第二項第二号から第四号までに掲げる書類
 - 二 その他知事において必要があると認める書類
- 6 前項の規定にかかわらず、知事が認める場合においては、前項各号に掲げる書類（第二十三条の三第二項第四号に掲げる書類を除く。）の全部又は一部を添付することを要しない。

7 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第二十三条の三第一項第六号に掲げる事項

二 第二十三条の三第五項第一号から第三号までに掲げる事項

三 第四項第五号に掲げる事項

8 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する期間は、二十日とする。

（担保を徴する必要がない場合）

第二十三条の六 法第十六条第一項に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が

百万円以下である場合、猶予期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情があると知事が認める場合とする。

第二十四条の十一第五項中「における補償については、第五条第九項及び第十項の規定を準用する」を「において、天災その他の避けることができない事由によるものと認めるときは、知事は、当該特別区又は市町村の申請によつてその徴収金額に相当する金額を補償する」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前項の申請は、規則の定めるところにより、その事由が発生した日から三十日以内に行しなければならない。

第二十五条第一項第二号、第三十条第二号、第三十一条第三項並びに第三十三条第一項及び第二項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

附則第六条の四第一項中「平成二十八年三月三十一日（第一号に掲げる自動車にあつては、平成三十三年三月三十一日）」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「のうち、水素を燃料とする燃料電池を有するもの」を削り、同項第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則第八条の二中「平成二十八年三月三十一日（第一号に掲げる自動車にあつては、平成三十三年三月三十一日）」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第一号中「をいう。以下同じ。」のうち、水素を燃料とする燃料電池を有するもの」を「をいう。」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則第十五条の二（見出しを含む。）中「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」に改める。

附則第二十条中「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」に改め、同条第一号中「同条第一号イ」を「同条第二号イ」に改める。

附則第二十条の二（見出しを含む。）中「平成二十七年度分」を「平成二十八年度分」に改める。

附則第二十三条第二項及び第三項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第五条、第十一条、第二十四条の十一、第二十五条第一項第二号、第三十条第二号、第三十一条第三項、第三十三条第一項及び第二項並びに附則第二十三条第二項及び第三項の改正規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 平成二十九年四月一日前にこの条例による改正前の東京都税条例（以下「旧条例」という。）第五条第一項の規定により市町村が受理した書類及び収納した都税については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の東京都税条例（以下「新条例」という。）第二十三条の二、第二十三条の三及び第二十三条の六（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号。以下「平成二十七年改正法」という。）第二条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項、次項及び第五項において「新法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に申請される新法第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された平成二十七年改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次項において「旧法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

4 新条例第二十三条の四及び第二十三条の六（新法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

5 新条例第二十三条の五及び第二十三条の六（新法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

6 旧条例附則第十五条の二の規定は、平成二十七年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。

7 旧条例附則第二十条及び附則第二十条の二の規定は、平成二十七年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。

8 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

東京都スポーツ・文化振興交流基金条例を廃止する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第十九号

東京都スポーツ・文化振興交流基金条例を廃止する条例

東京都スポーツ・文化振興交流基金条例（平成十九年東京都条例第三十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都消費生活総合センター条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二十号

東京都消費生活総合センター条例

(趣旨)

第一条 この条例は、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項の規定に基づき、東京都新宿区神楽河岸一番一号に所在する東京都消費生活総合センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 センターは、都民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に関する情報の提供、学習の推進及び相談並びに商品及びサービスのテスト及び研究に関する事務を行う。

(職員の配置)

第三条 センターには、所長その他前条に規定する事務を行うために必要な職員を置く。

(消費生活相談実施日等)

第四条 センターが消費生活相談を行う日及び時間は、知事が定める。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第五条 センターは、第二条に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。
(委任)

第六条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二十一号

東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例

東京都私立学校教育助成条例（昭和五十三年東京都条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都障害者スポーツ振興基金条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第二十二号

東京都障害者スポーツ振興基金条例

(設置)

第一条 誰もがスポーツに親しむことができる都市の実現に向け、障害者スポーツの振興に資する施策の推進に要する資金に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都障害者スポーツ振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

●東京都条例第二十三号

東京都体育施設条例の一部を改正する条例

東京都体育施設条例（平成元年東京都条例第九号）の一部を次のように改正する。別表二の部（一）の款アの項中

弓道場		
午前	午後	午後
七、九五〇円	一〇、五〇〇円	一五、九〇〇円

を

弓道場（近的場）					
全日	午後・夜間	午前・午後	夜間	午後	午前
三五、七七〇円	二八、六二〇円	二三、八五〇円	一八、三七〇円	一三、一二〇円	一三、一二〇円
七九、二二〇円	六三、三七〇円	五二、八一〇円	四〇、六七〇円	二九、〇五〇円	二九、〇五〇円

に改め、

同款イの項中

弓道場		
二時間	二時間	六七〇円

を

に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

●東京都条例第二十四号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例(昭和三十二年東京都条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加え、「三〇、九〇五人」を「三一、二三五人」に改め、同表二の項中「中学校」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加え、「一五、七二六人」を「一五、七七八人」に改め、同表三の項中「一一、一八一人」を「一一、一四二人」に改め、同表四の項中「五、八一〇人」を「五、七八七人」に改め、同表合計の項中「六三、六二二人」を「六三、九四二人」に改める。

付則第二項中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第二十五号

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例(平成十一年東京都条例第一百五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表六の項、七の項及び十一の項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第二十六号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例(昭和三十二年東京都条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号、第十四条第四項、第二十四条の三第一項及び別表第一中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第二十七号

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例(昭和四十九年東京都条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第二十八号

東京都いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

東京都いじめ防止対策推進条例(平成二十六年東京都条例第百三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「、区市町村」を「及

び区市町村」に、「及び学校法人」を「が設置するもの並びに学校法人」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第二十九号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第二条第一項第二号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第三十号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十七年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第二条第一項中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第三十一号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第九条第一項中「中学校」の下に「（義務教育学校の後期課程を含む。）」を加える。

附則第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び第九条第一項の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第三十二号

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

附則第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三十三号

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

東京都教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成二十七年東京都条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一、一〇六、〇〇〇円」を「一、一〇七、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都建築審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三十四号

東京都建築審査会条例の一部を改正する条例

東京都建築審査会条例（昭和二十五年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（組織等）」に改め、同条に次の三項を加える。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都建築審査会条例第二条第一項の委員である者の任期は、この条例による改正後の東京都建築審査会条例第二条第三項の規定にかかわらず、平成二十九年十二月二十二日までとする。

東京都文教地区建築条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三十五号

東京都文教地区建築条例の一部を改正する条例

東京都文教地区建築条例（昭和二十五年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

別表一 三の項及び別表二 三の項中「又は観覧場」を「観覧場又はナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

東京都建築安全条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第三十六号

東京都建築安全条例の一部を改正する条例

東京都建築安全条例（昭和二十五年東京都条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第八条の五・第八条の六）」を「（第八条の五―第八条の六の二）」に改める。

第八条の五中「第百二十九条の二第二項」を「第百二十九条第二項」に、「第百二十九条の二の二第二項」を「第百二十九条の二第三項」に改め、「小学校」の下に「（義

務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)を加える。

第八条の六中「第二百二十九条の二の二第二項」を「第二百二十九条の二第三項」に改め、第一章第七節中同条の次に次の一条を加える。
(別の建築物とみなす部分)

第八条の六の二 令第一百七十七条第二項に規定する建築物の部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

附則

この条例は、平成二十八年六月一日から施行する。ただし、第八条の五の改正規定(「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)」を加える部分に限る。)は、同年四月一日から施行する。

東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第三十七号

東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成二十年東京都条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「並びに平成二十六年度」を「平成二十六年度」に改め、「平成二十七年」の下に「の特定期間並びに平成二十八年及び平成二十九年」を加える。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第三十八号

東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都福祉保健局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

別表二十六の項ヲ中「二万六千四百円」を「五万二千八百円」に改め、同項ヲ中「二万六千四百円」を「二万八千五百円」に、「三万一千五百円」を「五万八千三百円」に、「一万五千五百円」を「二万三千八百円」に改め、同項カ中「二万六千四百円」を「二万八千五百円」に改め、同項ヨ中「基づく」の下に「主任介護支援専門員」を加え、「四万八千四百円」を「五万二千六百円」に改め、同項中レをソとし、タをレとし、ヨの次に次のように加える。

タ 令第三十七条の十五第一項の規定に基づく主任介護支援専門員更新研修の実施	主任介護支援専門員更新研修受講料	三万八千円	受講申込みのとき。
---------------------------------------	------------------	-------	-----------

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表二十六の項ヲの改正規定、同項ワの改正規定(「二万六千四百円」を「二万八千五百円」に改める部分に限る。)及び同項カの改正規定は、東京都規則で定める日から施行する。

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第三十九号

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四十号

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四十一号

東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都養護老人ホーム条例を廃止する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四十二号

東京都養護老人ホーム条例を廃止する条例

東京都養護老人ホーム条例（平成十一年東京都条例第百三十六号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四十三号

東京都認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例

東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成十八年東京都条例第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（適用除外）

第十九条 この条例の規定は、八王子市の区域における認定こども園（当該区域に存する東京都が設置する認定こども園を除く。）については、適用しない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都安心こども基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四十四号

東京都安心こども基金条例の一部を改正する条例

東京都安心こども基金条例(平成二十一年東京都条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(失効等)」を付し、同項中「平成二十八年三月三十一日」を「第一条の目的を達成するための事業の実施に係る精算の終了する日」に改め、同項後段を削り、附則に次の一項を加える。

3 この条例は、平成三十二年三月三十一日までに子育て支援対策臨時特例交付金の交付対象として認められた事業を対象とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第四十五号

東京都障害者支援施設等に関する条例の一部を改正する条例

東京都障害者支援施設等に関する条例(平成二十二年東京都条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表障害福祉サービス事業を行う事業所の部東京都江東通勤寮の項、東京都豊島通勤寮の項、東京都立川通勤寮の項及び東京都町田通勤寮の項を削る。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第四十六号

東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例

東京都立療育医療センター条例(昭和六十年東京都条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第六条の二の二第五項に規定する保育所等訪問支援を行うこと。

第二条第一項第一号(二)中「前条第二号」の下に「及び第三号」を加え、同号(三)中「前条第四号」を「前条第五号」に改め、同号(四)中「前条第五号及び第六号」を「前条第六号及び第七号」に改め、同号(五)中「前条第八号」を「前条第九号」に改め、同条第二項中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都立多摩療育園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第四十七号

東京都立多摩療育園条例の一部を改正する条例

東京都立多摩療育園条例(昭和三十七年東京都条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第六条の二の二第五項に規定する保育所等訪問支援を行うこと。

第二条第一項第一号(一)中「前条第一号」の下に「及び第二号」を加え、同号(二)中「前条第三号」を「前条第四号」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都立重症重度心身障害児者施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四十八号

東京都立重症重度心身障害児者施設条例の一部を改正する条例

東京都立重症重度心身障害児者施設条例(昭和四十三年東京都条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第六条の二の二第五項に規定する保育所等訪問支援

第四条第一項第一号(一)から(三)までの規定中「同条第三項第二号」を「同条第三項第三号」に改め、同号(五)中「第二条第三項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同号(六)及び同条第二項中「同条第三項第二号」を「同条第三項第三号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第四十九号

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例

例の一部を改正する条例

東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例(昭和六十年東京都条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「次の」を「次に掲げる」に改め、「(東京都立精神保健福祉センターにあつては、第九号の事業を除く。)」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、第九号に掲げる事業を行うセンターは、東京都立中部総合精神保健福祉セ

ンターに限るものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五十号

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都産業労働局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

別表二の項口中「第三十二条の四第一項第五号ロ」を「第三十二条の四第一項第六号ロ」に改め、同表三の項口中「第六条第一項第五号ロ」を「第六条第一項第六号ロ」に改め、同表五の項の次に次のように加える。

五の二 農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四号)に基づく事務	登録検査機関登録申請手数料	十五万円	登録申請のとき。
イ 農産物検査法第十七条第二項の規定に基づく登録検査機関の登録の申請に対する審査	登録検査機関登録更新申請手数料	一万円	更新申請のとき。
ロ 農産物検査法第十八条第一項の規定に基づく登録検査機関の登録の更新の申請に対する審査	登録検査機関変更登録申請手数料		変更登録
ハ 農産物検査法第十九条			

条第一項の規定に基づ く登録検査機関の変更 登録の申請に対する審 査	一 農産物検査法第十七条第四項 第三号に掲げる農産物の種類の 増加に係るもの 二 農産物検査法第十七条第四項 第四号に掲げる登録の区分の増 加に係るもの	三万円	録申請 のとき。
---	---	-----	-------------

別表十三の項中へを削り、同項ト中「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改め、同項中トをへとし、チからツまでをトからソまでとする。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表二の項、三の項及び十三の項の改正規定は、公布の日から施行する。

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五十一号

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

東京都が東京信用保証協会に対し交付する補助金に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成二十年東京都条例第二百一十一号）の一部を次のように改正する。
第三条第四号中「により」を「による」に改め、「再生支援決定」の下に「又は同法第三十二条の二第三項の規定による特定支援決定」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五十二号

東京都森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例
東京都森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年東京都条例第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五十三号

東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例
東京都中央卸売市場条例（昭和四十六年東京都条例第四百四十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第十一項中「その百分の八に相当する」を「規則で定める率を乗じて得た」に改める。

第四条の表東京都中央卸売市場築地市場の項を削り、同表東京都中央卸売市場大田市場の項の次に次のように加える。

東京都中央卸売市場豊洲市場	東京都江東区豊洲六丁目六番一号
---------------	-----------------

第五条第二項の表東京都中央卸売市場築地市場（以下「築地市場」という。）の項を削り、同表東京都中央卸売市場大田市場（以下「大田市場」という。）の項の次に次のように加える。

東京都中央卸売市場豊洲市場（以下「豊洲市場」という。）

水産物部

青果部

第五条第三項の表築地市場の項を削り、同表大田市場の項の次に次のように加える。

豊洲市場

つけ物部 つけ物

鳥卵部 鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品

第九条の表築地市場の項を削り、同表大田市場の項の次に次のように加える。

豊洲市場

水産物部 七

青果部 一

つけ物部 一

鳥卵部 一

第十一条第一項の表築地市場の項を削り、同表大田市場の項の次に次のように加える。

豊洲市場

水産物部 百二十万円以上二千四百万円以下

青果部 百二十万円以上千六百万円以下

つけ物部 百二十万円以上四百万円以下

鳥卵部 百二十万円以上四百万円以下

第二十三条の表築地市場の項を削り、同表大田市場の項の次に次のように加える。

豊洲市場

水産物部 八百七十六

青果部 百十五

第八十条第一項及び第三項中「の百分の八に相当する」を「に規則で定める率を乗じて得た」に改める。

第十二条第七項中「第二項ただし書」を「第三項ただし書」に改める。

別表第四卸売業者売場使用料の項食肉市場以外の市場の欄を次のように改める。

卸売金額（販売価格に数量を乗じて得た額に百分の百八を乗じて得た額とする。以下同じ。）の千分の四及び次に掲げる売場の区分に応じ、当

該各号に定める額

一 低温売場

一月一平方メートルにつき 六百九十五円

二 一以外の売場

一月一平方メートルにつき 五百五円

別表第四荷さばき場使用料の項の次に次のように加える。

低温荷さばき場使用料

一月一平方メートルにつき 六百九十五円

別表第四作業所使用料の項の次に次のように加える。

低温作業所使用料

一月一平方メートルにつき 千四百九十五円

附則

（施行期日）

1 この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都中央卸売市場条例（以下「改正前の条例」という。）第五条第二項に規定する築地市場水産物部及び青果部の

せり人（第十五条第一項の登録を受けている者をいう。以下同じ。）となつては、この条例による改正後の東京都中央卸売市場条例（以下「改正後の条例」とい

う。）第五条第二項に規定する豊洲市場水産物部及び青果部のせり人とみなす。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第五条第二項に規定する築地市場水産物部

及び青果部の仲卸業者（第二十四条第一項の許可を受けている者をいう。以下同

じ。）となつては、改正後の条例第五条第二項に規定する豊洲市場水産物部及

び青果部の仲卸業者とみなす。

4 この条例の施行の際、現に改正前の条例第五条第二項に規定する築地市場水産物部

及び青果部の売買参加者（第三十四条第一項の承認を受けている者をいう。以下同

じ。）となつては、改正後の条例第五条第二項に規定する豊洲市場水産物部及

び青果部の売買参加者とみなす。

5 この条例の施行の際、現に改正前の条例第五条第二項に規定する築地市場の関連事業者（第三十八条第一項の許可を受けている者をいう。以下同じ。）となっている者は、改正後の条例第五条第二項に規定する豊洲市場の関連事業者とみなす。

6 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成三十一年三月三十一日までの間における改正後の条例別表第四の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、施行日から平成三十年三月三十一日までの間にあつては同表の第三欄に掲げる字句に、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間にあつては同表の第四欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

別表第四卸売業者売場使用料の項	六百九十五円	五百六十八円	六百三十二円
別表第四低温荷さばき場使用料の項	六百九十五円	五百六十八円	六百三十二円
別表第四低温作業所使用料の項	千四百九十五円	千三百六十八円	千四百三十二円

東京都海上公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五十四号

東京都海上公園条例の一部を改正する条例

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第一百七号）の一部を次のように改正する。
別表第一中

東京都立京浜運河緑道公園	東京都品川区八潮一丁目 八潮五丁目
東京都立昭和島北緑道公園	東京都大田区昭和島二丁目
東京都立京浜運河緑道公園	東京都品川区八潮一丁目 八潮五丁目

に、

を

東京都立シンボルプロムナード公園	東京都港区台場一丁目 台場二丁目 東京都江東区青海一丁目 青海二丁目 有明二丁目 有明三丁目
------------------	--

を

東京都立シンボルプロムナード公園	東京都港区台場一丁目 台場二丁目 東京都江東区青海一丁目 青海二丁目 有明二丁目 有明三丁目
東京都立有明北緑道公園	東京都江東区有明二丁目

に

改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五十五号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の八の二第三項中「第五条の十第二項第三号」を「第五条の十第三項第三号」に改める。

第五条の十第二項第一号及び第二号中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項第二号又は第三号の規定に基づく届出を行った後、再度当該各号に該当することとなった指定地球温暖化対策事業者にあつては、当該各号の規定に基づく届出を行うことを要しない。

第五条の十一第一項第一号中「特定地球温暖化対策事業者が、」を削り、「算定する」を「算定される」に、「を行った」を「が行われた」に改め、同項第二号及び同条

第三項中「を行った」を「が行われた」に改める。

第五条の十三第三項中「(第一項第二号アの量を選択する場合は、第五条の十六第一項の規定による検証の結果を含む。)」を削る。

第五条の十五第一項中「次条第二項」を「次条」に改める。

第五条の十六第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第五条の十八中「特定地球温暖化対策事業所について」を「知事は、特定地球温暖化対策事業所について」に改め、「知事が」を削り、「終了年度は」を「終了年度を」に、「変更され、削減義務量は」を「変更し、削減義務量を」に、「変更される」を「変更する」に改め、同条第一号中「前年度」の下に「(同号に該当する年度と同項第二号に規定する事業活動の規模の縮小があつた年度(以下この条において「規模縮小年度」という。))の翌年度又は同項第三号に規定する期間の最後の年度(以下この条において「最後の年度」という。))の翌年度とが同一の年度となる場合にあつては、次号又は第三号に規定するところによる。」を加え、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 第五条の十第一項第二号に該当するとき。 次に掲げる年度のいずれかから特定

地球温暖化対策事業者が選択する年度(規模縮小年度の翌年度において、当該特定地球温暖化対策事業所が同項第一号に該当する場合にあつては、ア又はイに定める年度のいずれかから当該特定地球温暖化対策事業者が選択する年度)

ア 規模縮小年度の前年度

イ 規模縮小年度

ウ 規模縮小年度の属する削減計画期間の終了年度

三 第五条の十第一項第三号に該当するとき。 次に掲げる年度のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する年度(最後の年度の翌年度において、当該特定地球温暖化対策事業所が同項第一号に該当する場合にあつては、ア又はイに定める年度のいずれかから当該特定地球温暖化対策事業者が選択する年度)

ア 最後の年度の前年度

イ 最後の年度

ウ 最後の年度の属する削減計画期間の終了年度

第五条の十八に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、第五条の十第一項第二号又は第三号に該当した特定地球温暖化対策事業所について、当該特定地球温暖化対策事業所に係る特定地球温暖化対策事業者により前項第二号又は第三号の規定による選択がなされなかった場合は、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間の終了年度を、同項第二号ア又は第三号アの年度に変更するものとする。

第五条の二十一第六項中「口座名義人」を「管理口座の開設を受けた者(以下「口座名義人」という。))」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「管理口座」を「一般管理口座」に改め、「(以下「口座名義人」という。))」を削り、同項を同条第七項とし、同条第四項中「管理口座」を「一般管理口座」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「指定地球温暖化対策事業者及び」を削り、「管理口座」を「一般管理口座」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項中「指定地球温暖化対策事業者及び」を削り、「管理口座の」を「一般管理口座の」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

知事は、第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規定による指定を行う際に、当該指定に係る事業所の指定管理口座を開設し、その旨及び当該指定管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を、規則で定めるところにより、当該事業所の所有事業者等に通知するものとする。

2 知事は、第五条の九第二項の規定による届出があつた場合は、当該届出による変更の後の指定地球温暖化対策事業者に係る指定管理口座において振替可能削減量等の管理を行うために必要な事項を、規則で定めるところにより、当該変更の後の指定地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

第五条の二十三の三第一項第一号中「第五条の二十一第三項」を「第五条の二十一第五項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 第五条の二十一の二第二項の規定による一般管理口座の更新の申請をしようとする者 一口座につき一万二千四百円

第八条の六第二項に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた者の更新の登録の有効期間は、五年とする。

第二十三条の六第二項中「特定マンション建築主は」の下に、「第二十三条の第三項の規定によりマンション環境性能表示を表示し、又は表示させた後」を加える。

第六十条の二中「第五条の二十一第三項」を「第五条の二十一第五項」に、「若しくは同条第六項」を「に關し虚偽の申請をし、又は同条第八項」に、「又は虚偽の申請若しくは届出」を「若しくは虚偽の届出」に改め、「口座名義人」及び「に限る。」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第五条の十一の改正規定は公布の日から、第五条の二十一及び第六十条の二の改正規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第五条の十八第一項第一号の規定は、施行日の属する年度以後に改正後の条例第五条の十第一項第一号に該当した特定地球温暖化対策事業所について適用する。

3 改正後の条例第五条の十八第一項第二号の規定は、施行日の属する年度の前年度以後に改正後の条例第五条の十第一項第二号に規定する事業活動の規模の縮小があった特定地球温暖化対策事業所について適用する。

4 改正後の条例第五条の十八第一項第三号の規定は、施行日の属する年度の前年度以後に改正後の条例第五条の十第一項第三号に規定する期間の最後の年度に該当した特定地球温暖化対策事業所について適用する。

5 改正後の条例第五条の二十一第一項の規定は、同条の改正規定の施行の日前に、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第五条の八第一項又は第五条の八の二第三項の規定による指定を受けた指定地球温暖化対策事業所(同日前に、この条例による改正前の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「改正前の条例」という。))第五条の二十一第三項の規定による指定管理口座の開設の申請がなされた指定地球温暖化対策事業所を除く。)についても適用する。

6 第五条の二十一の改正規定の施行の日前にされた改正前の条例第五条の二十一第三項の規定による申請に係る同条第四項及び第五項の適用については、なお従前の例による。

7 改正後の条例第八条の六第二項ただし書の規定は、登録の有効期間の満了の日が平成二十八年三月三十一日以後である同条第三項の更新の登録について適用し、当該満了の日が平成二十八年三月三十一日前である場合については、なお従前の例による。

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

緑の東京募金基金条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五十六号

緑の東京募金基金条例の一部を改正する条例

緑の東京募金基金条例(平成十九年東京都条例第百十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

花と緑の東京募金基金条例

第一条中「緑あふれる」を「花と緑あふれる」に、「再生する」を「実現する」に、「緑の東京募金基金」を「花と緑の東京募金基金」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年七月一日から施行する。

東京都霊園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第五十七号

東京都霊園条例の一部を改正する条例

東京都霊園条例(平成五年東京都条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「千九百九十七円」を「二千八十五円」に改める。

別表第二中「二百七十一万四千円」を「二百七十三万五千円」に、「百六十八万円」

を「百七十五万六千円」に、「八十七万九千円」を「八十八万三千円」に、「十九万三

千円」を「十九万五千円」に、「八十万六千円」を「八十三万八千円」に、「八十八万

八千円」を「八十九万二千円」に、「二十万三千円」を「二十万五千円」に、「八十一

万六千円」を「八十四万七千円」に、「二十八万一千円」を「二十八万九千円」に、

「八十六万円」を「八十九万一千円」に、「百六十一万六千円」を「百六十二万三千

円」に、「五十八万八千円」を「五十九万一千円」に、「百五十万八千円」を「百五十

万五千円」に、「九十八万三千円」を「九十六万五千円」に、「五十四万二千円」を

「六十六万二千円」に、八万三千円を七万九千円に、「十二万九千円」を

「十二万六千円」に、九万三千円を八万八千円に、十三万一千円を

十二万三千円に、「十八万四千円」を「十八万三千円」に、「四十三万一千円」

を「四十万五千円」に、「二千円」を「二千円」に、「七千三百円」を「七千円」に改める。

別表第三中「八百十円」を「八百三十円」に、「二千九百四十円」を「二千七百二十円」に、「五千三百五十円」を「五千三十円」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都霊園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都葬儀所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛添 要一

●東京都条例第五十八号

東京都葬儀所条例の一部を改正する条例

東京都葬儀所条例（昭和二十一年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「五万八千三百円」を「六万八千円」に、「七万一千二百八十円」を「七

万二千九百六十円」に、「四千八百六十円」を「七千二百九十円」に、「九千三百十

円」を「九千八百八十円」に、「一万四百円」を「一万六千円」に、「一万二千四百八

十円」を「一万二千七百二十円」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都葬儀所条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛添 要一

●東京都条例第五十九号

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都河川流水占用料等徴収条例（平成十二年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

別表一の項の表備考以外の部分を次のように改める。

別表二の項の表工業用その他の項中「6,044円」を「6,189円」に改める。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛添 要一

一 土地占用料

河川区域 の別 占用種別	一級地					二級地					三級地					四級地					五級地					単 位
	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	第一種	第二種	第三種	第四種	第五種	
第一種	一万二千八百九十一円	五千五百二十四円	一万八千四百十六円	一万八千四百十六円	七十三万六千六百五十四円	四十九十九円	千七百二十二円	五千七百四十二円	五千七百四十二円	二十二万九千六百九十円	二千三百六十八円	千十五円	三千三百八十三円	三千三百八十三円	十三万五千三百三十三円	七百五十三円	三百二十二円	千七百五円	千七百五円	四万三千二十九円	一万三千四百四十六円	二百三十五円	百円	三百三十六円	三百三十六円	千平方メー トル一年
第二種																										千平方メー トル一年
第三種																										千平方メー トル一年
第四種																										千平方メー トル一年
第五種																										千平方メー トル一年
第六種																										千平方メー トル一年
第七種																										千平方メー トル一年
第八種																										千平方メー トル一年
第九種																										千平方メー トル一年
第十種																										千平方メー トル一年

●東京都条例第六十号

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表一の項中「四二、五四三人」を「四二、六二六人」に、「一、〇六四人」を「一、一五一人」に、「二、四三五人」を「二、五一五人」に、「二五、六一一人」を「二五、四九〇人」に、「一三、四四三人」を「一三、四七〇人」に改め、同表二の項中「二、九〇七人」を「二、九六一人」に改め、同表計の項中「四五、四五〇人」を「四五、五八七人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第六十一号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。
附則第三項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第六十二号

歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例

歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成十八年東京都条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「日出時」を「午前六時」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第六十三号

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例

東京都デートクラブ営業等の規制に関する条例（平成九年東京都条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「同項第八号」を「同項第五号」に改める。

第十三条第一項第五号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業

条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第六十四号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年東京都条例第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二条第一項第七号の」を「第二条第一項第四号に規定する」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第六十五号

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員定数条例（昭和二十七年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三項の表消防吏員の項中「一七、八三九人」を「一七、九三八人」に改め、同表計

の項中「一八、二六三人」を「一八、三六二人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

別表第三（第三条関係）

●東京都条例第六十六号

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

●東京都条例第六十七号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。
 別表第三備考以外の部分を次のように改める。
 別表第五備考三中「又は」を「及び」に改める。

東京都知事 舛添 要一

二 厨 設 備		燃料 気体		開放式		開放式		使用温度が摂氏三百度未満のもの		使用温度が摂氏三百度以上八百度未満のもの		使用温度が摂氏八百度以上のもの		種 類	備 考	
		特定不燃	特定不燃 以外													
右記に分類され ないもの	使用温度が摂氏三百度以上八百度未満のもの	開放式	据置型レンジ	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こ んろ・グリドル付こんろ	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こ んろ・グリドル付こんろ	据置型レンジ	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ	据置型レンジ	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ	据置型レンジ	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ
	使用温度が摂氏八百度以上のもの	開放式	据置型レンジ	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ	据置型レンジ	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ	据置型レンジ	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ	据置型レンジ	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ
	使用温度が摂氏三百度未満のもの	開放式	据置型レンジ	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ	据置型レンジ	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ	据置型レンジ	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ	据置型レンジ	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こ んろ・グリドル付こんろ
		燃料 気体		開放式		開放式		使用温度が摂氏三百度未満のもの		使用温度が摂氏三百度以上八百度未満のもの		使用温度が摂氏八百度以上のもの		入力	備考	
		燃料 気体		開放式		開放式		使用温度が摂氏三百度未満のもの		使用温度が摂氏三百度以上八百度未満のもの		使用温度が摂氏八百度以上のもの		上方	備考	
		燃料 気体		開放式		開放式		使用温度が摂氏三百度未満のもの		使用温度が摂氏三百度以上八百度未満のもの		使用温度が摂氏八百度以上のもの		側方	備考	
		燃料 気体		開放式		開放式		使用温度が摂氏三百度未満のもの		使用温度が摂氏三百度以上八百度未満のもの		使用温度が摂氏八百度以上のもの		前方	備考	
		燃料 気体		開放式		開放式		使用温度が摂氏三百度未満のもの		使用温度が摂氏三百度以上八百度未満のもの		使用温度が摂氏八百度以上のもの		後方	備考	
		燃料 気体		開放式		開放式		使用温度が摂氏三百度未満のもの		使用温度が摂氏三百度以上八百度未満のもの		使用温度が摂氏八百度以上のもの		備考	備考	

四 ースト ーブ				三 ボー ライ															
燃料 気体				右記に分類されないもの	燃料 液体				燃料 気体										
特定不燃		特定不燃 以外			特定不燃	特定不燃以外			特定不燃				特定不燃 以外						
半密閉式・ 開放式	開放式	密閉式・ 半密閉式	半密閉式・ 開放式						屋外用	密閉式	半密閉式	開放式	屋外用	密閉式	半密閉式	開放式			
バーナーが隠 べい	バーナーが露 出	バーナーが隠 べい	バーナーが露 出					フードを付け ない場合	フードを付け ない場合			フードを付け ない場合	フードを付け ない場合	フードを付け ない場合	フードを付け ない場合	フードを付け ない場合			
自然対流型	壁掛け型、 つり下げ型	自然対流型	壁掛け型、 つり下げ型																
十九キロワッ ト以下	七キロワッ ト以下	十九キロワッ ト以下	七キロワッ ト以下	二十三キロワ ット以下 えるもの	二十 三キロワッ ト以下	七十 キロワッ ト以下	十二 キロワッ ト以下	十二 キロワッ ト以下	七十 キロワッ ト以下	十二 キロワッ ト以下	十二 キロワッ ト以下	四十二 キロワッ ト以下	七キロワッ ト以下	四十二 キロワッ ト以下	十二 キロワッ ト以下	十二 キロワッ ト以下	七キロワッ ト以下		
六〇	一五	六〇	三〇	一一〇	一一〇	五〇	二〇	六〇	四〇	一〇	三〇	四・五	一〇	三〇	一五	六〇	四・五	一五	四〇
四・五	一五	四・五	六〇	三〇	四五	五	一・五	一五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	一五	一五	四・五	一五	四・五
四・五	八〇	四・五 注	一〇〇	一〇〇	一五〇			一五	一五						一五	一五	四・五	一五	四・五
四・五	四・五	四・五	四・五	三〇	四五	五	一・五	一五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	四・五	一五	一五	四・五	一五	四・五
注 熱対流方向が一方 向に集中する場合に あつては六〇センチ メートルとする。																			

六 設備 乾燥		五 機 暖 温 房 風																
燃料 氣體	特定不燃 特定不燃以外	右記に分類されないもの	燃料 液体						燃料 氣體					右記に分類されないもの	燃料 液体			密閉式
			特定不燃			特定不燃 以外			特定不燃 以外・特 定不燃		半密閉式・ 密閉式				特定不燃		特定不燃 以外	
密閉式			半密閉式		密閉式		半密閉式		バーナーが隠べい			半密閉式			密閉式			
強制給排気型			強制対流型		強制給排気型		強制対流型		バーナーが隠べい			自然対流型			自然対流型			
開放式	開放式	強制給排気型		強制対流型		強制給排気型		強制対流型		バーナーが隠べい			自然対流型		自然対流型			
衣類乾燥機	衣類乾燥機	強制排気型		温風を全周方向に吹き出すもの		強制排気型		温風を前方向に吹き出すもの		強制対流型			機器の全周から熱を放散するもの		機器の全周から熱を放散するもの			
五・八キロワット以下	五・八キロワット以下	二十六キロワット以下		温風を前方向に吹き出すもの		二十六キロワット以下		温風を前方向に吹き出すもの		十九キロワット以下			三十九キロワット以下		三十九キロワット以下			
一五	一五	一〇〇	五〇	五〇	八〇	八〇	六〇	六〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四・五	一五〇	一二〇	一二〇	一五〇	一五〇	
四・五	四・五	六〇	五	五	一五〇	五	一〇	一〇	一五〇	一五	一五	四・五	一〇〇	五	一〇〇	一五	一〇〇	
	四・五	注二 六〇					一〇〇	一〇〇	一五〇	注一 一〇〇	一五〇	六〇	一五〇		一〇〇	一〇〇	注	
四・五	四・五	六〇	五	五	一五〇	五	一〇	一〇	一五〇	一五	一五	四・五	一〇〇	五	一〇〇	一五	一〇〇	

注一 風道を使用するものにあつては一五センチメートルとする。
注二 ダクト接続型以外のものにあつては一〇〇センチメートルとする。

															八 給湯 湯沸 設備																																												
															液体 燃料					特定不燃 以外					特定不燃																																		
右記に分類されないもの															特定不燃					特定不燃					特定不燃																																		
特定不燃 以外					半密閉式					屋外用					密閉式					半密閉式					屋外用					密閉式																													
浴室外設置					浴室内設置					瞬間型					常圧貯蔵型					瞬間型					常圧貯蔵型					瞬間型					常圧貯蔵型																								
バーナーの取り出し口の ないもの（外がま）					バーナーの取り出し口の あるもの（内がま）					バーナーの取り出し口の ないもの（外がま）					バーナーの取り出し口の あるもの（内がま）					バーナーの取り出し口の ないもの（外がま）					バーナーの取り出し口の あるもの（内がま）					バーナーの取り出し口の ないもの（外がま）					バーナーの取り出し口の あるもの（内がま）																								
バーナーの取り出し口の ないもの（外がま）					バーナーの取り出し口の あるもの（内がま）					バーナーの取り出し口の ないもの（外がま）					バーナーの取り出し口の あるもの（内がま）					バーナーの取り出し口の ないもの（外がま）					バーナーの取り出し口の あるもの（内がま）					バーナーの取り出し口の ないもの（外がま）					バーナーの取り出し口の あるもの（内がま）																								
二十キロワット以下 （ふる用以外のバーナ ーをもつものは四十二 キロワット以下）					二十一キロワット以下 （ふる用以外のバーナ ーをもつものは当該バ ーナーが七十キロワッ ト以下であつて、かつ、 ふる用バーナーが二十					七十キロワット以下					七十キロワット以下					七十キロワット以下					七十キロワット以下					七十キロワット以下					七十キロワット以下																								
六〇					五〇					六〇					一〇					三〇					一〇					三〇					四・五					四・五					四・五					四・五					四・五				
一五					一五					一五					四・五					四・五					四・五					四・五					四・五					四・五					四・五					四・五					四・五				
六〇					六〇					一五					一五					一五					一五					一五					一五					一五					一五					一五					一五				
一五					一五					一五					四・五					四・五					四・五					四・五					四・五					四・五					四・五					四・五					四・五				

注 浴槽との離隔距離は零センチメートルとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合にあつては二センチメートルとする。

別表第三備考三中「又は」を「及び」に改める。
 別表第四備考以外の部分を次のように改める。
 別表第四(第三条関係)

一 電気	種 類	特定不燃以外	九 が ふ ろ												
			液体 燃料						気体 燃料						
右記に分類されないもの			特定不燃以外		特定不燃						屋外用		密閉式		
			特定不燃	特定不燃以外	半密閉式			浴室外設置			浴室内設置			あるもの(内がまを可燃性壁体を貫通して設置する場合)	
					バーナーの取り出し口のあるもの(外がま)			バーナーの取り出し口のないもの(外がま)			バーナーの取り出し口のあるもの(内がま)			一キロワット以下	
			三十九キロワット以下		二十一キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものは当該バーナーが七十キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが二十一キロワット以下)			二十一キロワット以下(ふろ用以外のバーナーをもつものは四十二キロワット以下)							
ニキロワット以下	入力		六〇	五〇	六〇	三〇	/	/	/	/	/	/	六〇	/	/
四・五	上方		一五	五	一五	四・五	注二	/	/	四・五	四・五	/	四・五	一五	注二
四・五	側方		六〇	/	一五	/	/	/	/	/	/	/	一五	二	/
四・五	前方		一五	五	一五	四・五	二	/	/	四・五	四・五	/	一五	二	/
四・五	後方														
注	温風の吹き出し方		備考												

離隔距離(センチメートル)

三 電気 天火		二 電気調理器 用機										機 温風			
特定不燃	特定不燃以外	特定不燃		特定不燃以外										特定不燃	
		電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）		電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）											
		こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの							こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの				
二キロワット以下	二キロワット以下	五・八キロワット以下	四・八キロワット以下	五・八キロワット以下							四・八キロワット以下	二キロワット以下			
		一口当たり三・三キロワット以下	一口当たり三キロワット以下	一口当たり三・三キロワット以下	一口当たり一キロワット以下							一口当たり一キロワットを超え二キロワット以下			
一〇	一〇	八〇	八〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	注〇	注
四・五注	四・五注	注二〇	注二〇	注一〇	注二〇	注一〇	注二〇	注一〇	注二〇	注一〇	注二〇	注一〇	注二〇	注〇	注
	四・五注				二		二		二		二		二	注	注
四・五注	四・五注	注二〇	注二〇	注一〇	注二〇	注一〇	注二〇	注一〇	注二〇	注一〇	注二〇	注一〇	注二〇	注〇	注
注 排気口面にあつては一〇センチメートルとする。		注一 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。 注二 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。										注 向にあつては六〇センチメートルとする。			

別表第五(第十八条関係)

別表第五備考以外の部分を次のように改める。

種	八 器 温電 水 気		七 機 乾電 燥 気		六 器 乾電 燥 気		五 ースト ーブ 電気						四 ジレ ン 電子	
	特定不燃	特定不燃以外	特定不燃	特定不燃以外	特定不燃	特定不燃以外	特定不燃			特定不燃以外			特定不燃	特定不燃以外
類	温度過昇防止装置を有するもの	温度過昇防止装置を有するもの	洗い乾燥機	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器	食器乾燥器	食器乾燥器	自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	電熱装置を有するもの	電熱装置を有するもの
	十キロワット以下	十キロワット以下	三キロワット以下	三キロワット以下	一キロワット以下	一キロワット以下	二キロワット以下			二キロワット以下			二キロワット以下	二キロワット以下
離隔距離(センチメートル)	○	四・五	注一 四・五	四・五	○	四・五	八〇	八〇	八〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇	一〇
	○	○	注二 ○	四・五	○	四・五	○	八〇	一五	四・五	一〇〇	三〇	注 四・五	注 四・五
	/	○	注二	四・五	/	四・五	/	/	/	四・五	一〇〇	一〇〇	/	注 四・五
	○	○	注二 ○	四・五	○	四・五	○	八〇	四・五	四・五	一〇〇	四・五	注 四・五	注 四・五
			注一 前面に排気口を有する場合に於ては零センチメートルとする。 注二 排気口面に於ては四・五センチメートルとする。										注 排気口面に於ては一〇センチメートルとする。	

一 調理器具														備考
気体燃料														
特定不燃							特定不燃以外							
開放式							開放式							
バーナーが隠れているもの				バーナーが露出するもの			バーナーが隠れているもの				バーナーが露出するもの			入力
加熱部が隠れているもの		加熱部が隠れているもの		加熱部が開放されているもの	バーナーが露出するもの		加熱部が隠れているもの		加熱部が隠れているもの		加熱部が開放されているもの		上方	
フードを付けない場合	フードを付けない場合	フードを付けない場合	フードを付けない場合		加熱部が隠れているもの	加熱部が隠れているもの	加熱部が開放されているもの	加熱部が開放されているもの	加熱部が開放されているもの	加熱部が開放されているもの	加熱部が開放されているもの	加熱部が開放されているもの		側方
圧力調理器(内容積十リットル以下)	炊飯器(炊飯容量四リットル以下)	卓上型オープン・グリル	卓上型オープン・グリル	卓上型グリル	卓上型こんろ(二口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	卓上型こんろ(一口)	卓上型こんろ(二口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	圧力調理器(内容積十リットル以下)	炊飯器(炊飯容量四リットル以下)	卓上型オープン・グリル	卓上型オープン・グリル	卓上型グリル	卓上型こんろ(二口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	上方
圧力調理器(内容積十リットル以下)	炊飯器(炊飯容量四リットル以下)	卓上型オープン・グリル	卓上型オープン・グリル	卓上型グリル	卓上型こんろ(二口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	卓上型こんろ(一口)	卓上型こんろ(二口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	圧力調理器(内容積十リットル以下)	炊飯器(炊飯容量四リットル以下)	卓上型オープン・グリル	卓上型オープン・グリル	卓上型グリル	卓上型こんろ(二口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	側方
圧力調理器(内容積十リットル以下)	炊飯器(炊飯容量四リットル以下)	卓上型オープン・グリル	卓上型オープン・グリル	卓上型グリル	卓上型こんろ(二口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	卓上型こんろ(一口)	卓上型こんろ(二口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	圧力調理器(内容積十リットル以下)	炊飯器(炊飯容量四リットル以下)	卓上型オープン・グリル	卓上型オープン・グリル	卓上型グリル	卓上型こんろ(二口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	前方
圧力調理器(内容積十リットル以下)	炊飯器(炊飯容量四リットル以下)	卓上型オープン・グリル	卓上型オープン・グリル	卓上型グリル	卓上型こんろ(二口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	卓上型こんろ(一口)	卓上型こんろ(二口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	圧力調理器(内容積十リットル以下)	炊飯器(炊飯容量四リットル以下)	卓上型オープン・グリル	卓上型オープン・グリル	卓上型グリル	卓上型こんろ(二口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	後方
四・七キロワット以下	四・七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	十四キロワット以下	五・八キロワット以下	十四キロワット以下	四・七キロワット以下	四・七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	七キロワット以下	十四キロワット以下	五・八キロワット以下
一五	一五	一〇	三〇	八〇	八〇	八〇	八〇	三〇	三〇	一五	五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
四・五	四・五	四・五	四・五	〇	〇	〇	〇	一〇	一〇	四・五	四・五	一五	注 一五	一五
四・五	四・五	四・五	四・五	〇	〇	〇	〇	一〇	一〇	四・五	四・五	一五	一五	一五
四・五	四・五	四・五	四・五	〇	〇	〇	〇	一〇	一〇	四・五	四・五	一五	注 一五	一五
注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。														

二
移動式
ストーブ

液体燃料										気体燃料															
特定不燃					特定不燃以外					特定不燃					特定不燃以外										
開放式					開放式					開放式					開放式										
										バーナーが隠れている		バーナーが露出			バーナーが隠れている		バーナーが露出								
強制対流型		自然対流型			放射型		強制対流型			自然対流型		放射型		強制対流型		自然対流型		放射型		強制対流型		自然対流型		放射型	
温風を全周方向に吹出すもの		温風を前方向に吹き出すもの			放射型		温風を全周方向に吹き出すもの			温風を前方向に吹き出すもの		放射型		強制対流型		自然対流型		放射型		強制対流型		自然対流型		放射型	
七キロワット以下		七キロワットを超え十二キロワット以下			七キロワット以下		七キロワットを超え十二キロワット以下			七キロワット以下		七キロワット以下		七キロワット以下		七キロワット以下		七キロワット以下		七キロワット以下		七キロワット以下		七キロワット以下	
八〇	八〇	一一〇	八〇	八〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四・五	八〇	八〇	八〇	四・五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	五	一〇〇	三〇	三〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	一五	一〇〇	一〇〇	五〇	五〇	四・五	四・五	八〇	一五	四・五	四・五	一〇〇	一〇〇	三〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇
/	/	/	/	/	一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇	一〇〇	六〇	注一 四・五	八〇	八〇	六〇	注一 四・五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	五	一〇〇	三〇	五	一五〇	一〇〇	一〇〇	一五	一〇〇	一〇〇	五〇	二〇	四・五	四・五	八〇	四・五	四・五	四・五	一〇〇	一〇〇	四・五	一〇〇	一〇〇	四・五	四・五

注一 熱対流方向が一方に集中する場合にあつては六〇センチメートルとする。

注二 方向性を有する場合にあつては一〇〇センチメートルとする。

三 移動 式 こ ん ろ	液体燃料	特定不燃以外	固体燃料を使用するもの	き出すもの	
				七キロワットを 超え十二キ ロワット以下	以下
固体燃料を使用するもの	特定不燃	六キロワット 以下	一〇〇	一〇〇	一五〇
			一〇〇	三〇	三〇
			一〇〇	三〇	三〇

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第六十八号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「または」を「又は」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第六十九号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第六百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十七の二の項の次に次のように加える。

十七の三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）及び東京都都市整備局関係手数料条例（以下この項において「手数料条例」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第二十九条第一項の規定による知事に提出すべき認定の申請書の受理

ロ 法第三十条第一項（法第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により知事が発行した認定する旨の通知書の交付

各特別区

ハ 法第三十一条第一項の規定による知事に提出すべき認定の申請書の受理

ニ 法第三十六条第一項の規定による知事に提出すべき認定の申請書の受理

ホ 法第三十六条第二項の規定により知事が発行した認定する旨の通知書の交付

ヘ 手数料条例別表三の部に定める手数料の徴収

第二条の表十九の項二中「第十条第三号」を「第十条第四号」に改め、同項へ中「第十条の三ただし書」を「第十条の三第二項第二号」に改め、同表三十五の三の項中口を削り、ハを口とし、ニをハとし、ホをニとし、同項へ中「ホ」を「ニ」に改め、同項中へをホとし、同表六十五の項中イを削り、ロをイとし、ハを口とし、ニをハとする。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の表十九の項の改正規定は、公布の日から施行する。

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第七十号

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

都と特別区及び特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単位費用
一 議会総務費	人口	一人につき 二五、九七六円
二 民生費	人口	一人につき 一三、三〇七円
1 社会福祉費	人口	一人につき 一三、三〇七円
2 老人福祉費	六十五歳以上人口	一人につき 六五、一五三円
3 生活保護費	被保護者数	一人につき 一八二、七六四円
4 児童福祉費	十八歳未満人口	一人につき 一三五、五二〇円
5 国民健康保険事業助成費	区立保育所入所児童数 私立保育所入所児童数	一人につき 一、一八五、八八〇円
6 後期高齢者医療制度事業助成費	被保険者数	一人につき 六四一、一〇二円
三 衛生費	被保険者数	一人につき 三一、八八七円
1 衛生費	被保険者数	一人につき 七五、二四一円
四 清掃費	人口	一人につき 八、八一〇円
1 清掃総務費	人口	一人につき 四六九円
2 収集作業費	人口	一人につき 五、〇八六円
3 収集車両費	人口	一人につき 一、四五九円
4 処理処分費	人口	一人につき 二、六九一円
五 経済労働費	人口	一人につき 二、六九一円
1 生活経済費	人口	一人につき 三九五円
2 産業経済費	事業所数	一箇所につき 五七、九八七円
六 土木費	事業所数	一人につき 五七、九八七円
1 建築公害費	人口	一人につき 二、六三〇円

一 議会総務費		二 投資的経費	
経費の種類	測定単位	単位	費用
1 議会総務費	人口	一人につき	一、三〇四円
七 教育費			
1 小学校費			
1 小学校費	児童数	一人につき	二五、四九八円
	学級数	一学級につき	九三六、六七九円
	学校数	一校につき	九一、六〇四、三三一円
2 中学校費			
	生徒数	一人につき	二七、一六五円
	学級数	一学級につき	一、四三六、七〇四円
	学校数	一校につき	九四、三二五、四七二円
3 その他の教育費			
	児童生徒数	一人につき	二五、六九九円
	幼稚園数	一箇所につき	四〇、八三三、二〇二円
八 その他諸費			
1 公債費	元利償還金	一人につき	五、八一八円
2 財産費	年度支払額	一人につき	一円
3 その他行政費	人口	一人につき	一三、二四九円

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

二 民生費	
経費	測定単位
1 社会福祉費	人口
2 老人福祉費	六十五歳以上人口
3 児童福祉費	十五歳未満人口
三 衛生費	
1 衛生費	人口
四 清掃費	
1 収集作業費	人口
2 処理処分費	人口
五 経済労働費	
1 生活経済費	人口
六 土木費	
1 建築公費	人口
2 都市整備費	人口
3 道路橋りよう費	道路面積
七 教育費	
1 小学校費	学校数
2 中学校費	学校数
3 その他の教育費	児童生徒数 園児数 人口

この表の右側の欄は、費用を示す。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十一号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例(平成十二年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表一の部中「平成二十四年法律第八十四号」の下に「及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)」を加え、同部第十二の款一の項名称及び額の欄を次のように改める。

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額(当該申請に係る住宅が一戸建ての住宅(人の居住の用に外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表において同じ。))の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは、(一)の(1)の(イ)、(2)の(イ)又は(3)の(イ)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(二)の(1)の(イ)又は(2)の(イ)に掲げる額(申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について第七の款十四の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同款一の二の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基につい

て同款十四の五の項又は十四の六の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額)を、当該建築物における認定申請戸数で除した額(百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

(一) 住宅を新築しようとする場合 次の(1)から(3)までに掲

げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額

(1) 申請に併せて知事が指定する者が作成した長期優良

住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

(イ) 百平方メートル以内のもの 七千二百円

(ロ) 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 一万三千元

(ハ) 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 二万三千元

(ニ) 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの 三万二千元

(ホ) 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 六万一千元

(ヘ) 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 十万四千元

(ト) 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの 十七万二千元

(チ) 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの 二十一万六千元

(2) 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律 (リ) 三万平方メートルを超えるもの 二十三万四千元

(平成十一年法律第八十一号) 第六条第一項の設計住宅性能評価書(同法第五条第一項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十一条第二項第一号に掲げる限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。)が提出された場合

- (イ) 百平方メートル以内のもの 一万六千円
 - (ロ) 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 五万七千円
 - (ハ) 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 九万二千円
 - (ニ) 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの 十七万二千円
 - (ホ) 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 二十九万五千円
 - (ヘ) 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 四十五万五千円
 - (ト) 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの 八十二万八千円
 - (チ) 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの 百十三万二千円
 - (リ) 三万平方メートルを超えるもの 百三十七万三千円
- (3) (1)及び(2)以外の場合
- (イ) 百平方メートル以内のもの 四万七千円
 - (ロ) 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 十万九千円

- (ハ) 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 十七万五千円
 - (ニ) 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの 三十四万五千円
 - (ホ) 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 六十一万七千円
 - (ヘ) 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 百六万二千円
 - (ト) 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの 百九十六万四千円
 - (チ) 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの 二百八十九万九千円
 - (リ) 三万平方メートルを超えるもの 三百四十四万三千円
- (二) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合 次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分及び当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、それぞれ次に掲げる額
- (1) 申請に併せて(一)の(1)に規定する書類が提出された場合
 - (イ) 百平方メートル以内のもの 一万円
 - (ロ) 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 一万九千円
 - (ハ) 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 三万三千円
 - (ニ) 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの 四万七千円
 - (ホ) 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 八万八千円

事務 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務	名称及び額	徴収時期
一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する事務	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について一の部第七の款十四の二の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同款一の二の項に掲げる額の手数を加えた額、建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同款十四の五の項又は十四の六の項に掲げる額</p>	認定申請のとき。
三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料	<p>以内のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (ハ) 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 十五万一千円 (ト) 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの 二十五万円 (チ) 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの 三十一万一千円 (リ) 三万平方メートルを超えるもの 三十三万六千円 <p>(2) (1)以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 百平方メートル以内のもの 六万八千円 (ロ) 百平方メートルを超え、五百平方メートル以内のもの 十六万円 (ハ) 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 二十五万五千円 (ニ) 千平方メートルを超え、二千五百平方メートル以内のもの 五十万四千元 (ホ) 二千五百平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 九十万三千元 	<p>別表一の部第十二の款二の項中「の床面積」の下に「の合計」を加え、「に応じて一の項(1)の(イ)」を「に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、一の項(一)の(1)の(イ)」に、「一の項(1)の(イ)」を、「一の項(一)の(1)の(イ)」に改め、「(3)の(イ)」の下に「掲げる額」、当該計画が住宅を増築又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、一の項(二)の(1)の(イ)から(リ)まで又は(2)の(イ)から(リ)までに掲げる額(当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、一の項(二)の(1)の(イ)又は(2)の(イ)」を加え、「の手数料」を「に相当する額」に改める。</p> <p>別表二の項の次に次のように加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ハ) 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 百五十五万二千元 (ト) 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの 二百八十七万二千元 (チ) 二万平方メートルを超え、三万平方メートル以内のもの 四百十万六千円 (リ) 三万平方メートルを超えるもの 五百三万二千元

る法律第
三十条第
一項の規
定に基づ
く建築物
エネルギー
消費性
能向上計
画の認定
の申請に
対する審
査

の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）

合	(一) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として知事が定めるものが提出された場合		(一) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として知事が定めるものが提出された場合	
	(1) 一戸建て住宅	(2) (1)以外の建築物	イ 住戸ごとの申請の場合	ロ 一の建築物の申請の場合
(二) (一)以外の場合	(1) 一戸建て住宅		(イ) 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条の表において同じ。）	(ロ) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条の表において同じ。）
			当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの
	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	九千七百円	八万一千円
	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	九千七百円	八万一千円
	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	九千七百円	八万一千円
	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	九千七百円	八万一千円
	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	九千七百円	八万一千円
	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	九千七百円	八万一千円
	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	九千七百円	八万一千円
	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	九千七百円	八万一千円
	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	九千七百円	八万一千円
	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	九千七百円	八万一千円
	当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	九千七百円	八万一千円
	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの			

		(2) の建築物 (1)以外		
		イ 住戸ごとの申請の場合		
		ロ 一の建 築物の申 請の場合	(イ) 住宅部分	
		(ロ) 非住宅 部分		
		モデル建物法(建築物エネ ルギー消費性能基準等を定 める省令(平成二十八年経 済産業省令・国土交通省令 第一号。以下この表におい て「省令」という。)第一 条第一項第一号イに規定す る一次エネルギー消費量 (以下この表において「一 次エネルギー消費量」とい う。)の算出に用いるべき 標準的な建築物及び省令第 八条第一号イ(1)に規定する 屋内周囲空間の年間熱負荷 (以下この表において「屋 内周囲空間の年間熱負荷」 という。)の算出に用いる	当該住宅の床面積の合計が二百平方メー トル以上のもの	三万八千四百円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メー トル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が三百平方メー トル未満のもの	六万九千円
		当該住戸の床面積の合計が二千平方メー トル以上五千平方メートル未満のもの	当該住戸の床面積の合計が二千平方メー トル以上五千平方メートル未満のもの	十一万六千円
		当該住戸の床面積の合計が五千平方メー トル以上のもの	当該住戸の床面積の合計が五千平方メー トル以上のもの	十九万六千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メー トル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メー トル未満のもの	二十八万一千円
		当該部分の床面積の合計が三百平方メー トル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メー トル以上二千平方メートル未満のもの	八万七千円
		当該部分の床面積の合計が二千平方メー トル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メー トル以上五千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円
		当該部分の床面積の合計が五千平方メー トル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メー トル以上のもの	二十三万五千七百円
		当該部分の床面積の合計が五平方メー トル以上一平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五平方メー トル以上一平方メートル未満のもの	三十万九千円
		当該部分の床面積の合計が一平方メー トル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一平方メー トル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十七万一千円

<p>二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条</p>	<p>第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請に対する審査</p>	
<p>ロ</p>	<p>一の建</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第二項において準用する第三十条第二項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について一の部第七の款十四の二の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同款一の二の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第八十七条の二に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同款十の五の項又は十四の六の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）</p>
<p>(イ) 住宅部分</p>	<p>(1) 一戸建て住宅 (2) (1)以外の建築物</p>	<p>べきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下二の項において同じ。）による場合 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下二の項において同じ。）による場合</p>
<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二百五十平方メートル以上のもの 四十三万五千元</p>
<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該住戸の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二十二万七千円</p>
<p>当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該住戸の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三十六万七千円</p>
<p>当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの</p>	<p>当該住戸の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 五十二万三千七百円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 六十四万六千円</p>
<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの</p>	<p>当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 八十七万一千円</p>
<p>変更認定申請のとき。</p>		

		合		建築物の申請の場合															
		(二) (一)以外の場																	
		(1) 一戸建て住宅																	
		(2) (1)以外の建築物																	
		イ 住戸ごとの申請の場合		(イ) 住宅部分						(ロ) 非住宅部分									
		ロ 一の建																	
				当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの				
				当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの				
				当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの				
				四万八千五百円	八万一千円	十三万八千円	十九万七千円	四万八千五百円	二万七千円	二万四千二百円	十四万一千円	十一万三千円	九万円	五万六千四百円	一万九千円	六千九百円	五千七千円	三万二千元	一万五千元

三 建築物														
	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料													
	建築物の申請の場合													
	(ロ) 非住宅													
	標準入力法等による場合							モデル建物法による場合						
	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が二百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が一平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		ル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が五百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が一平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		ル未満のもの		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が一平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	
	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が一平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	
	六十一万円		五十三万五千円		四十五万三千円		三十六万六千七百円		二十五万七千円		十五万九千円		三十万五千円	
六十一万円		五十三万五千円		四十五万三千円		三十六万六千七百円		二十五万七千円		十五万九千円		三十万五千円		
認定申請														

のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(一)及び(二)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額

のとき。

		(一) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査		(一) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査		(一) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査		(一) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査		(一) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	
		(二) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査		(二) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査		(二) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査		(二) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査		(二) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	
(2)	(1) 以外	(1) 一戸建て住宅	(2) (1) 以外の建築物	(1) 一戸建て住宅	(2) (1) 以外の建築物	(1) 一戸建て住宅	(2) (1) 以外の建築物	(1) 一戸建て住宅	(2) (1) 以外の建築物	(1) 一戸建て住宅	(2) (1) 以外の建築物
イ	住宅部	イ 住宅部分	イ 住宅部分	イ 住宅部分	イ 住宅部分	イ 住宅部分	イ 住宅部分	イ 住宅部分	イ 住宅部分	イ 住宅部分	イ 住宅部分
(イ)	性能基準 (省令第一条第一項第二号	性能基準 (省令第一条第一項第二号イ(1)及び同号	性能基準 (省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号	性能基準 (省令第一条第一項第二号イ(1)及び同号	性能基準 (省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号	性能基準 (省令第一条第一項第二号イ(1)及び同号	性能基準 (省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号	性能基準 (省令第一条第一項第二号イ(1)及び同号	性能基準 (省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号	性能基準 (省令第一条第一項第二号イ(1)及び同号	性能基準 (省令第一条第一項第二号イ(2)及び同号
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
六万九千円	一万九千円	一万七千七百円	三万八千四百円	三万四千四百円	三万四千四百円	二十万一千円	十六万一千円	十二万八千円	八万四千円	二万七千円	九千七百円

		の建築物	
		分	
		イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第三号に定める基準をいう。()による場合	
		ロ 仕様基準による場合	
		ロ(イ) モデル建物法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。)による場合	
		ロ(ロ) 標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。)による場合	
		ロ(イ) モデル建物法(一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。)による場合	
		ロ(ロ) 標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。)による場合	
ル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十一万六千円	
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十九万六千円	
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	二十八万一千円	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	三万三千百円	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	五万八千円	
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	十万四千元	
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	十五万七千元	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	八万七千百円	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十四万五千七百円	
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十三万五千七百円	
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	三十万九千円	
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	三十七万一千円	
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	四十三万五千円	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	二十二万七千百円	
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	三十六万七千百円	
当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの	五十二万三千七百円	

備考

- 一 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。
- 二 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- 三 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料については、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- 四 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

附則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十二号

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十一号）の一部を次のように改正する。

ル以上五千平方メートル未満のもの	
当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	六十四万六千円
当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	七十六万三千元
当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	八十七万一千円

「第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

目次中

- 第一款 趣旨及び基本方針（第百十三条・第百十四条）
- 第二款 人員に関する基準（第百十五条・第百十六条）
- 第三款 設備に関する基準（第百十七条・第百十八条）
- 第四款 運営に関する基準（第百十九条―第百三十条）
- を「第五節 削除」に改める。
- 第八十五条第四号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。
- 第七章第五節を次のように改める。

第五節 削除

第百十三条から第百三十条まで 削除

第百八十一条中「指定通所介護事業所」の下に「指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第二百四十五条第三項中「指定福祉用具貸与」の下に、「指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準省令第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。第四項において同じ。）」を加え、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護
 - 二 指定訪問看護
 - 三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護
- 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十三号

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第九十七条第二項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業者をいう。」若しくは指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という）に改め、「指定通所介護をいう。以下同じ。」の下に「若しくは指定地域密着型通所介護（指定地域密着

型サービス基準省令第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）（以下「指定通所介護等」という。）」を、「規定する人員に関する基準を」の下に、「指定地域密着型通所介護の事業であるときは法第七十八条の四第一項の規定に基づき区市町村の条例において定められる人員に関する基準（指定地域密着型サービス基準省令第二十条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準に相当するものをいう。）」を加える。

第九十九条第三項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に、「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改め、「規定する設備に関する基準を」の下に、「指定地域密着型通所介護の事業であるときは法第七十八条の四第二項の規定に基づき区市町村の条例において定められる設備に関する基準（指定地域密着型サービス基準省令第二十条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準に相当するものをいう。）」を加える。

第二百三十二条第二項中「をいう。」の下に、「指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）」を、「指定地域密着型介護予防サービス事業者」の下に「（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）」を加え、同条第三項中「（指定住宅サービス等基準条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」を「指定地域密着型通所介護」に改め、同条第四項第二号中「指定通所介護」を「指定通所介護等」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十四号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項第五号、第五十六条第一項第九号及び第九十条第一項第四号中「中学校」の下に、「義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第七十五号

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第二項中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加える。

第五十九条の見出し中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に改め、同条中「平成二十四年東京都条例第百十一号」の下に「以下「指定居宅サービス等基準条例」という。」を、「をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」を加え、「同条例」を「指定居宅サービス等基準条例」に、「指定通所介護をいう。以下同じ」を「指定通所介護をい

う。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という）に、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業者をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という）に、「当該指定通所介護事業所を」を「当該指定通所介護事業所等」に改める。

第五十九条の二中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都条例第七十六号

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第百四十八条・第百四十九条）」を「（第百四十八条―第百四十九条）」に、「（第百五十八条・第百五十九条）」を「（第百五十八条―第百五十九条）」に改める。

第九十五条中「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」の下に「（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）」を、「指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。」の下に「（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）」

を加える。

第四百四十八条の次に次の一条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第四百四十八条の二 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

第百五十八条の次に次の一条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)
第百五十八条の二 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(生活訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(生活訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都条例第七十七号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和四十一年東京都条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

付則第三十一項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に、「〇・九一(第一級又は第二級)」を「〇・九二(第一級)」に、「〇・九〇」を「〇・九一」に改める。

付則第三十四項の表中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例付則第三十一項及び第三十四項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号 一七〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001